

重要事項説明書

社会福祉法人 愛親福祉会

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

令和 8 年 6 月 1 日 更新

あなたに対する介護老人福祉施設サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第39号第4条に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

本施設は、法の基本的理念及び関係法令に基づき、入所者一人一人の意志及び人格を尊重し、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて入居前の居宅における生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

2 当施設の概要

施設名称	指定介護老人福祉施設ゆう遊館	
所 在 地	〒962-0403 福島県須賀川市滑川字関ノ上26番地1	
	電話番号	0248-94-8121
指定番号	介護老人福祉施設 0770700987	

3 当施設の職員体制

職 種	員数	勤 務 体 制
管理者	1名以上	8時30分～17時30分
医師	1名(非常勤)以上	毎週火曜 14時00分～16時00分
生活相談員	1名以上	8時30分～17時30分
栄養士又は管理栄養士	1名以上	8時30分～17時30分
機能訓練指導員	4名以上	看護師を兼務
介護支援専門員	1名以上	8時30分～17時30分
事務職員	1名(基準外)以上	8時30分～17時30分
看護職員	3名以上	早番 7時30～16時30 日勤 8時00～17時00 遅番 9時30～18時30 夜間は交代で自宅待機、緊急時対応
介護職員	24名以上	早番 5時50分～14時50分、7時00分～16時00分 日勤 8時00分～17時00分、8時00分～13時00分 9時30分～15時30分 遅番 9時30分～18時30分、12時00分～21時00分 13時30分～18時30分 夜勤 20時50分～6時00分
その他	1名以上	宿直 17時30分～8時30分

※ 併設特養兼務。

職 務 内 容

(管理者) 理事会の決定する方針に従い、施設運営管理を統括する。

(管理者) 施設長を補佐するとともに業務指導に当たる。

職務代理)

(医師) 入所者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。

(事務員)

- 建物、備品の保全管理、文書の収発整理
- 物品の調達受け払い、経理事務
- 関係機関との連絡
- その他庶務に関すること

(介護支援専門員及び生活相談員)

- 介護サービス計画及び実施調整
- 入退所の手続きに関する手続き
- 介護サービスに関する企画
- 入所者の生活相談、介護職員の指導

(看護職員)

- 医師の指示による傷病者の処置、傷病者の看護
- 保健衛生指導、医療機器薬品の整理保管
- 医務室、静養室の管理保管
- 診療録等の整備保管
- その他入所者及び職員の介助に関すること

(介護職員)

- 入所者の介護、日常生活の指導
- 被服、寝具、日用品の管理
- 居室、浴室、洗濯室等の管理
- その他入所者の介助に関すること

(栄養士)

- 食事の献立と調理指導
- 食品の調達計画と受け払い
- 栄養指導
- 調理室及び食品庫の管理
- 調理員の指導
- その他給食に関すること

(調理員) 以下委託業務

- 栄養士の指示を受け食品の調理と配膳
- 調理室及び休憩室等の管理、調理員の指導
- その他給食に関すること

4 当施設の設備の概要

敷地		7, 890 m ²	共同生活室			127. 45 m ²
					増築	39. 82 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造り2階	浴室	一般浴室		5 室
	延床面積	2, 989. 76 m ²				
	(増築)	809. 51 m ²				
	計	3799. 27 m ²		特殊浴室		6 台
	定員	10 名	医務室		1室 (13m ²)	
居室	1人部屋	10 室 (1室16. 12m ² 、12. 15m ²)	※ 1ユニット10室、各居室洗面台付 ※ 浴室、一般浴室は各ユニットそれぞれ1つ、 トイレは各ユニット3つ			
その他	談話室スペース 理容室	5箇所 1室				

5 サービスの内容

提供するサービスの内容は、次のとおりです。

サービス	内 容
① 居室	居室は全室個室になります。 居室の空き状況により施設が決定いたします。また、本人の心身状況により居室を変更する場合があります。 ※空床利用(入院者等の空いたベッドを利用した受入れとなる場合があります)
② 食事(概ね)	朝食 7:30～ 8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
③ 入浴	週に最低2回入浴できます。 ただし、身体の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
④ 介護	(予防)短期入所生活介護計画に沿って下記の介護を行います。 ・着替え、排泄、食事などの介助 ・おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
⑤ 機能訓練	共同生活室で機能訓練を行います。
⑥ 生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関すること等相談できます。
⑦ 社会生活上の便宜	(レクリエーション) 当施設では、入居者交流会・誕生会等の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。
⑧ 理美容	当施設では、毎週木曜日に理容サービスを実施しております。料金サービスは別途かかります。

⑨ 日常生活品 購入代行	介護以外の日常生活品の購入代金を申し込む事ができます。ご利用に際しては、原則として3日前までに購入代金を添えてお申込み下さい。 申込先 職・氏名 生活相談員
⑩ 金銭管理	利用者が金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用出来ます。 ・管理する金銭の限度額：個々の相談いたします。 ・管理する金銭の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れられている金銭 ・お預かりするもの：上記預金通帳及び通帳印（原則1つ） ・保管場所：通帳は金庫、印鑑は鍵のある小金庫 ・保管管理者：施設管理者が責任を持って管理します。 ・出納方法：金銭管理委任状をいただき、管理します。
⑪ ご家族への 連絡	入所中のご利用者に関する事は、随時、ご家族へ報告や相談の連絡をいたします。

6 料金

契約書別紙の通り。

7 利用の手続き

(1) 利用手続き

要支援又は要介護認定を受けている方が対象になります。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

居室に空きがあればご利用出来ます。その際、介護支援専門員を通じてお申込みください。

(2) 契約の終了

①自動終了

次に掲げる事由に該当した場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者が要介護認定の更新において、自立（非該当）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・その他（契約満了、利用者の契約解除等、契約書にもとづく事由）

②その他

次に掲げる事由に該当した場合は、退所していただく場合がございます。この場合は、契約終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

- ・利用者が当施設や当施設の職員又他の入所者に対して、この契約を継続し難い背信行為を行った場合
 - やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合

8 当施設利用にあたっての留意事項

面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。
外出	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を所定の届け出用紙に記入のうえ事前に職員に申し出てください。
飲酒・喫煙	喫煙は職員の立ち会いのうえ喫煙所をお願いします。 飲酒は利用者の心身の状態に応じ、お断りする場合があります。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただく場合がございます。
貴重品の管理	貴重品の管理は原則的に行いませんのでご了承ください。
所持品の持ち込み	所持品の持ち込み 居室の収納家具に限度がありますので最小限の必需品のみとさせていただきます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮願います。
ペット	原則的にお断りいたします。

9 事故発生時の対応及び損害賠償

利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

その他、契約書の定める事項の通りとします。

10 非常災害対策

非常災害時の対応	別途に定める「特別養護老人ホームゆう遊館消防計画」により対応します。	
防災設備	設備名称	設備名称
	防火扉・シャッター	屋内消火栓
	自動火災報知機	非常通報設備
	誘導灯	漏電火災報知機
	ガス漏れ報知機	非常口
	居室のカーテン等は防煙性能のあるものを使用しております。	
防災訓練	別途定める特別養護老人ホームゆう遊館消防計画により、月1回昼間避難訓練を入所者参加のうえ実施します(年に2回は消防署指導のもとで夜間非難訓練を実施するようにします)。	

11 相談、苦情等の窓口

利用者からの相談、苦情などに対する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情などに対し、迅速に対応します。又、市町村（須賀川市）、国民健康保険団体連合会、福島県運営適正化委員会へ苦情を申し出ることもできます。

連絡先 市町村（須賀川市） 0248-88-8117

国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口） 024-528-0040

福島県運営適正化委員会 024-523-2943

第三者委員 湯口 勇 024-921-7551

渡辺 光男 024-951-5828

◎サービス担当窓口

電話番号	0248-94-8121		
担当部署	特別養護老人ホーム	担当者	生活相談員
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時		

12 身体拘束の説明と同意

入所者の処遇に当たっては、入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為をしません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

＜拘束を行なうのは次のような条件を満たした場合に限られます。＞

- (1)拘束をしないと本人に不利益が生ずることが予測される。
- (2)拘束を行なう以外に目的を果たせない。
- (3)複数の職員が同意しなければならない。
- (4)本人か代理人の同意、承諾なしには行わない。
- (5)できる限り最小限の期間に限定する。

13 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する虐待防止に関する委員会を開催して、その結果について職員へ周知する。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。
- (4)虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止案について、速やかに委員会内で協議して職員への周知など、適切な対応を行い再発防止に努

める。

(5)上記の措置を適切に実施するための担当者として、責任者は施設長、窓口を管理者・生活相談員とする。

14 協力病院

今泉西病院 診療科目 内科

住所 福島県郡山市朝日2丁目18-8 電話024-934-1515

15 当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 愛親福祉会	
代表者役職・氏名	理事長 横堀 孝親	
本部所在地	〒962-0403 福島県須賀川市滑川字関ノ上26番地1	
	電話番号	0248-94-8121
定款の目的に定めた事業	1 軽費老人ホーム(ケアハウス) ゆう遊館の設置経営	
	2 老人デイサービスセンターゆう遊館の設置経営	
	3 老人居宅等介護事業	
	4 特別養護老人ホームの設置運営	
	5 老人短期入所事業ゆう遊館の設置運営	
	6 老人居宅等介護事業の設置運営	
事業所数	軽費老人ホーム(ケアハウス)	1カ所
	特別養護老人ホーム	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	老人デイサービスセンター	1カ所
	通所介護	1カ所
	訪問介護	1カ所
	居宅介護支援事業者	1カ所

16 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1、あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1、あり 2、なし
	2、なし		

令和 年 月 日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明し、交付しました。			
事業者	所在地	〒962-0403 福島県須賀川市滑川字関ノ上26番地1	
	名称	短期入所生活介護 ゆう遊館	
	責任者	施設長 横堀 孝親 印	
	説明者	職種	生活相談員、介護支援専門員
		氏名	印

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、受領しました。		
利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印